



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/5/22

NO.222 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

新商連共済会総会 開催

村上民商共済会 表彰を受ける!

新商連共済会第36回定期総会が、14日(日)新潟市のANAクラウンプラザホテルで開催され、県内の民商から80名が参加し、村上民商からは阿部共済会理事と高橋理事の2名の役員が出席しました。この一年間で共済会員の仲間を増やし、年間の増勢と配偶者加入が5%増えたことの表彰を受けました。



総会後は、たかのてるこさんの(作家・エッセイスト)「自分らしく生きて自分を好きになろう」の記念講演がありました。たかのさんのサイン入り本の販売もありました。

民商共済会へ1名加入

5月はじめには、会長・役員・事務局が会員さんを訪問し、民商共済会に配偶者1名の方に加入していただきました。

仲間が増えれば、助け合いの内容はますます豊かになります。無条件加入は、民商共済会ならではの魅力です。

いつでも加入申込み受付をしています。お気軽にご相談ください。

6月なんでも相談会

日時 6月7日(水) 午後2時から

場所 民商事務所

払いきれない税金、国保、社会保険料でお困りの方は、ひとりで悩まず民商へご相談ください。

みなさんのお知り合いで、困っている方がおりましたら「民商で相談してみたら」とお声掛けをお願いします。

新しい仲間が増えました!

15日、会員さんから「知り合いを民商に連れていきたい」と連絡があり、早速その日にお二人で民商事務所に来てもらいました。「会員になりたいが、確定申告はどうしたらよいか。帳面はどう付けたらよいか。社会保険は加入しなければならぬのか」などの質問がありました。これから一緒に頑張っていくと、50代男性の方が入会し、共済会にも同時加入していただきました。



住民税特別徴収の

通知書が届きはじめて

従業員のいる事業所に、市や村から特別徴収の納付書等が入った書類が届きはじめてきています。

事業所には、従業員のマイナンバーが記載された住民税特別徴収税額の通知書が簡易書留で郵送されています。

マイナンバーについて、個人情報漏えいする恐れがあり、多くの問題点が指摘され、大変危険が多い制度です。マイナンバー制度は必ず廃止すべきです!

特別徴収は、給与からの天引きのことで、従業員さんが個人で納付していた税を給与から先取りすることです。所得税と同様、事業主が市や村に納付することになります。従業員は、自分で納める必要がありません。給与から引く金額は、同封の納付書に記載された額です。納め方は、毎月の給与から引いたものを、翌月10日までに、市や村金融機関で納入します。



従業員が10人未満の事業所は、申請により年2回(12月10日と6月10日)の納付も選択できます。

6月の無料法律相談

日時

6月13日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

(5月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。